

## 議案第11号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の5の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第6条第1項中「第40条」を「第40条第1項」に、「同条第1項第2号ア」を「同項第2号ア」に改め、同条第2項中「第40条の」を「第40条第1項の」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「第40条第1項第2号ア」を「同項第2号ア」に改め、同条第3項及び第4項中「第40条」を「第40条第1項」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「同条第1項第2号ア」を「同項第2号ア」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第6条の規定により読み替えて適用される前項」とする。

第2条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第38条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第38条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては、その」を「には、第1項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の」に改め、「使用者に」の次に「種別割を」を加え、同項ただし書中「または」を「又は」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第38条の2を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第38条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第38条の2の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第38条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 前号のものに類するもので、区長が必要があると認めるもの

(環境性能割の課税標準)

第38条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第38条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第38条の6 環境性能割は、申告納付の方法によつて徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第38条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第38条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第38条の9 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第47条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第39条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に改める。

第40条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

(イ) 三輪のもの 年額3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円

(イ) その他のもの 年額5,900円

第40条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第41条（見出しを含む。）及び第43条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第44条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第38条第2項」を「第38条の2第1項」に改める。

第45条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第38条第2項」を「第38条の2第1項」に改める。

第46条第2項中「第443条若しくは第39条第1号又は第38条第3項ただし書」を「第445条又は第38条第3項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第7項中「第8項」を「次項」に、「見易い個所」を「見やすい箇所」に改め、同条第9項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第11項中「き損し」を「毀損し、」に、「ま減」を「摩滅」に、「のき損」を「の毀損」に改める。

第47条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第47条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、区長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「前7日」を削り、「第47条第2項各号」を「前条第2項各号」に改める。

附則第5条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第5条の3 区長は、当分の間、第38条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第5条の4 第38条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第5条の5 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第38条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第6条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項

中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「同項第2号ア中」を削り、「左欄に掲げる」の次に「同項の規定中同表の中欄に掲げる」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第6条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「前各項」を「前項」に、「附則第6条」を「附則第6条第1項」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「及び新条例附則第6条第1項」を「並びに新条例附則第6条第1項及び第5項」に改め、同条の表新条例第40条第1項第2号アの項の次に次のように加える。

新条例第40条第2項	前項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される前項
------------	----	---

附則第5条の表新条例附則第6条第1項の表以外の部分の項を次のように改める。

新条例附則第6条第1項の表以外の部分	第40条第1項	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替え
--------------------	---------	--------------------------

		て適用される第40条第1項
	同項第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される同項第2号ア

附則第5条の表に次のように加える。

新条例附則第6条第5項	「前項	「杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される前項
	附則第6条	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される附則第6条

第4条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第40条並びに新条例附則第6条第1項及び第5項」を「杉並区特別区税条例第40条及び附則第6条」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第40条第1項第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
第40条第1項第2号ア (ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第40条第1項第2号ア (ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
第40条第2項	前項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号。



		以下「平成26年改正条例」という。) 附則第5条の規定により読み替えて適用される前項
附則第6条第1項の表以外の部分	第40条第1項	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項
	同項	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される同項
附則第6条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第6条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第6条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第6条第2項	「前項	「杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成26年杉並区条例第13号。以下「平成26年改正

		条例」という。) 附則第5条の規定により読み替えて適用される前項
	附則第6条第1項	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される附則第6条第1項

## 附 則

第1条 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中杉並区特別区税条例附則第3条の5の2第1項の改正規定及び第2条中同条例第47条の2第3項の改正規定（「前7日」を削る部分に限る。） 公布の日

(2) 第1条（杉並区特別区税条例附則第3条の5の2第1項の改正規定を除く。）及び第3条の規定並びに次条第1項の規定 平成29年4月1日

第2条 第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例附則第6条第2項から第4項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

2 第2条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

### (提案理由)

軽自動車税における環境性能割を創設する等の必要がある。

## 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

## 第1条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略 （軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</p>	<p>附 則</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略 （軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</p>

(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第2号ア 中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分 の軽自動車税に限り、同項第2号ア 中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日ま

(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条 の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア 中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条 の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、第40条第1項第2号ア 中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第40条 の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分 \_\_\_\_\_ の軽自動車税に限り、同項第2号ア \_\_\_\_\_ 中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア \_\_\_\_\_ 中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

- 5 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第6条の規定により読み替えて適用される前項」とする。

での間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略
---

第2条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例
---	---	---	---	---	---

(軽自動車税の納税義務者等)

第38条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第38条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽

(軽自動車税の納税義務者等)

第38条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合には、その 使用者に 課する。ただし、公用または公共の用に供するもの については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第38条の2 法第443条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車等は、次に掲げるものとする。

(1) 救急用の軽自動車等

(2) 前号の軽自動車等に類するもので、区長が必要があると認めるもの

自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三

輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第38条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 前号のものに類するもので、区長が必要があると認めるもの

(環境性能割の課税標準)

第38条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第38条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものの100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合



を含む。)の規定の適用を受けるもの  
の 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第38条の6 環境性能割は、申告納付の方法によつて徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第38条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第38条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつた場合に

は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第38条の9 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第47条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1)及び(2) 略

(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車を製造又は販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの

(種別割の税率)

第40条 軽自動車等の所有に対して課する種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につい

(軽自動車税の課税免除)

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)及び(2) 略

(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車を製造または販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの

(軽自動車税の税率)

第40条 軽自動車等の所有に対して課する軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につい

て、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの

年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額

2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

00円

(3) 略

2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定により軽自動車等の所有に対して課する税率の7割に相当する額とする。

て、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定により軽自動車等の所有に対して課する税率の7割に相当する額とする。

(種別割 \_\_\_\_\_ の賦課期日及び納期)

第41条 種別割 \_\_\_\_\_ の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割 \_\_\_\_\_ の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割 \_\_\_\_\_ の徴収の方法)

第43条 種別割 \_\_\_\_\_ は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割 \_\_\_\_\_ に関する申告又は報告)

第44条 種別割 \_\_\_\_\_ の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第41条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第43条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第44条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式 \_\_\_\_\_ による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式 \_\_\_\_\_ による申告書

並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第38条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第45条 軽自動車等の所有者等又は第

並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第38条第2項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第45条 軽自動車等の所有者等又は第

38条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第46条 略

2 法第445条又は第38条第3項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号の規定によつて種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第38条第3項ただし書、第38条の3若しくは第39条第1号の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、

38条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第46条 略

2 法第443条若しくは第39条第1号又は第38条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第39条第1号又は第38条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、

また、同様とする。

3～5 略

6 区長は、前各項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

7 第1項、第2項又は第5項の規定により交付を受けた標識は、次項又は第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

8 略

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき、若しくは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、種別割が課されることとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10 略

11 第1項、第2項、第3項又は第5

また、同様とする。

3～5 略

6 区長は、前5項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

7 第1項、第2項又は第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項又は第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い個所に常に取り付けていなければならない。

8 略

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき、若しくは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、軽自動車税が課されることとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10 略

11 第1項、第2項、第3項又は第5

項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

## 12 略

(種別割      の減免)

第47条 区長は、種別割      の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、種別割      を減免する      。

(1)～(3) 略

2 前項の規定によつて種別割      の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(身体障害者等に対する種別割      の減免)

第47条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等      のうち必要と認めるものに対し

項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

## 12 略

(軽自動車税の減免)

第47条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免する      ことができる。

(1)～(3) 略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第47条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等      に対し



ては、種別割を減免する\_\_\_\_\_。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの\_\_\_\_\_（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けて

ては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、区長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けて

いる者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

- 3 第1項第2号の規定によつて種別割\_\_\_\_の減免を受けようとする者は、納期限\_\_\_\_までに、区長に対して、当

いる者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

- 3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、区長に対して、当

該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号 \_\_\_\_\_ に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第5条の3 区長は、当分の間、第38条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第5条の4 第38条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取

該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第47条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

附 則

扱費の交付)

第5条の5 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	$\frac{100}{1}$ 分の	$\frac{100}{0.5}$ 分の
第2号	$\frac{100}{2}$ 分の	$\frac{100}{1}$ 分の
第3号	$\frac{100}{3}$ 分の	$\frac{100}{2}$ 分の

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第38条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「 $\frac{100}{3}$ 」とあるのは、「 $\frac{100}{2}$ 」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定す

(軽自動車税\_\_\_\_\_の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定す

る三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する

\_\_\_\_\_車両番号の指定  
 (以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、\_\_\_\_\_次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900 円	4,600 円
第2号ア (ウ) a	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第2号ア (ウ) b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

る三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1

項後段の規定による車両番号の指定  
 (以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	4,600円
6,900円	8,200円
10,800円	12,900円
3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>

5, 000円	2, 500円
---------	---------

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900円	3, 000円
6, 900円	5, 200円
10, 800円	8, 100円
3, 800円	2, 900円
5, 000円	3, 800円

2 前項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第6条第1項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

5 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第6条の規定により読み替えて適用される前項」とする。

第3条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新	条	例	旧	条	例

附 則

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第40条並びに新条例附則第6条第1項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第40条第1項第2号ア	略	略
<u>新条例第40条第2項</u>	前項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される前項
<u>新条例附則第6条第1項の表以外の部分</u>	第40条第1項	平成26年改正条例附則第5条の規定により

附 則

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第40条及び新条例附則第6条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第40条第1項第2号ア	略	略
<u>新条例附則第6条第1項の表以外の部分</u>	第40条	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号。以下この条において、「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条
	同条第1項第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の



		読み替えて適用される第40条第1項
	同項第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される同項第2号ア
略	略	略
新条例附則第6条第5項	「前項	「杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される前項
	附則第6条	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される附則第6条

		規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア
略	略	略

第4条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例			旧 条 例																																				
附 則			附 則																																				
第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る杉並区特別区税条例第40条及び附則第6条			第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第40条並びに新条例附則第6条第1項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																																				
_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">第40条第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第40条第1項第2号ア(ウ) a</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">6,900円</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">10,800円</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第40条第1項第2号ア(ウ) b</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">3,800円</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">5,000円</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第40条第2項</td> <td style="padding: 5px;">前項</td> <td style="padding: 5px;">杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成26年杉並区条</td> </tr> </table>	第40条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	第40条第1項第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円	第40条第1項第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円		5,000円	4,000円	第40条第2項	前項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成26年杉並区条			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">新条例第40条第1項第2号ア</td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">6,900円</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">10,800円</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">3,800円</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">5,000円</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">新条例第40条第2項</td> <td style="padding: 5px;">前項</td> <td style="padding: 5px;">杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成26年杉並区条例第13</td> </tr> </table>	新条例第40条第1項第2号ア	3,900円	3,100円		6,900円	5,500円		10,800円	7,200円		3,800円	3,000円		5,000円	4,000円	新条例第40条第2項	前項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成26年杉並区条例第13
第40条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円																																					
第40条第1項第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円																																					
	10,800円	7,200円																																					
第40条第1項第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円																																					
	5,000円	4,000円																																					
第40条第2項	前項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成26年杉並区条																																					
新条例第40条第1項第2号ア	3,900円	3,100円																																					
	6,900円	5,500円																																					
	10,800円	7,200円																																					
	3,800円	3,000円																																					
	5,000円	4,000円																																					
新条例第40条第2項	前項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成26年杉並区条例第13																																					

		例第13号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される前項			号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される前項
附則第6条第1項の表以外の部分	第40条第1項	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項	新条例附則第6条第1項の表以外の部分	第40条第1項	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項
	同項	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される同項		同項第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される同項第2号ア
附則第6条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア(イ)	新条例附則第6条第1項の表	3,900円	3,100円
	3,900円	3,100円		6,900円	5,500円
				10,800円	7,200円
				3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円
附則第6条	第2号ア	平成26年			

第1項の表 第2号ア (ウ) aの 項	(ウ) a	改正条例附 則第5条の 規定により 読み替えて 適用される 第40条第 1項第2号 ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	10,80 0円	7,200 円
附則第6条 第1項の表 第2号ア (ウ) bの 項	第2号ア (ウ) b	平成26年 改正条例附 則第5条の 規定により 読み替えて 適用される 第40条第 1項第2号 ア(ウ) b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第6条 第2項	「前項	「杉並区特 別区税条例 等の一部を 改正する条 例(平成2 6年杉並区 条例第13 号。以下 「平成26 年改正条 例」とい う。)附則 第5条の規 定により読 み替えて適 用される前 項

新条例附則 第6条第5 項	「前項	「杉並区特 別区税条例 等の一部を 改正する条 例(平成2 6年杉並区 条例第13 号。以下 「平成26 年改正条 例」とい う。)附則 第5条の規 定により読 み替えて適 用される前 項
	附則第6条	平成26年 改正条例附 則第5条の 規定により 読み替えて 適用される 附則第6条

	第5条の規定により読み替えて適用される前項
附則第6条第1項	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される附則第6条第1項

## 杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
軽自動車税	<p>1 軽自動車税における環境性能割の創設</p> <p>(1) 三輪以上の軽自動車の取得者に対し、環境性能に応じて税率が決定される「環境性能割」を課する。 (区税条例第 38 条・地方税法第 443 条)</p> <p>(2) 課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とする。 (区税条例第 38 条の 4・地方税法第 450 条)</p> <p>(3) 税率は、次のとおりとする。</p> <p>ア 平成 32 年度燃費基準を満たす乗用車等であるガソリン軽自動車（平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに限る。イにおいて同じ。）に係る税率 1% （営業用のものは、当分の間、0.5%）</p> <p>イ 平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良い乗用車等であるガソリン軽自動車（アに該当するものを除く。）に係る税率 2% （営業用のものは、当分の間、1%）</p> <p>ウ その他の軽自動車に係る税率 3% （営業用のもの及び自家用のものは、当分の間、2%）</p> <p>（区税条例第 38 条の 5 及び附則第 5 条の 6・地方税法第 451 条及び附則第 29 条の 18）</p> <p>(4) 徴収は、申告納付の方法によって行い、納税義務者は、申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付する。 (区税条例第 38 条の 6 及び第 38 条の 7・地方税法第 453 条及び第 454 条)</p>	平成 31 年 10 月 1 日	施行日以後に取得された軽自動車に適用

税目	改正内容	施行日	適用関係
軽自動車税	<p>(5) 納税義務者が、正当な事由がなくて申告等をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 (区税条例第38条の8・地方税法第457条)</p> <p>(6) 当分の間、東京都が賦課徴収等を行い、区が徴収取扱費を負担する。 (区税条例附則第5条の2から第5条の5まで・地方税法附則第29条の9から第29条の12まで及び第29条の16)</p>	平成31年10月1日	施行日以後に取得された軽自動車に適用
	<p>2 現行の軽自動車税の名称の変更 環境性能割を創設することに伴い、軽自動車等の所有者に対して課する軽自動車税を「種別割」とする。 (区税条例第39条から第47条の2まで及び附則第6条・地方税法第463条の15から第463条の19まで、第463条の21、第463条の23及び附則第30条)</p>	平成31年10月1日	平成32年度以後の年度分の種別割に適用
	<p>3 軽自動車税の税率の特例の延長 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について、適用期限を1年延長し、平成28年度中に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について適用する。 (区税条例附則第6条・地方税法附則第30条)</p>	平成29年4月1日	平成29年度分に適用
特別区民税	<p>4 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を2年6箇月延長し、居住の用に供した日が平成31年6月30日であるものから平成33年12月31日であるものまでとする。 (区税条例附則第3条の5の2・地方税法附則第5条の4の2)</p>	公布の日	—